



平成29年度

家庭ごみ収集カレンダー

(平成29年4月から平成30年3月まで)

ごみは指定袋で区名・氏名の方を前に向けて整理して、収集日の朝8時までに決められたごみ集積所(ごみステーション)に出してください。

祝日収集します

前日や夜中は近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火のもとになりますので必ず当日に出しましょう。

ごみ袋は・・・

区名

上土狩
エンゼル
惣ヶ原
新屋町中
新屋町下

分別	ごみ収集日(※祝日収集します)						
燃やせるごみ	毎週月・木曜日						
プラスチック類	毎週水曜日						
燃やせないごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
燃やせないごみ	1・15日	6・20日	3・17日	1・15日	5・19日	2・16日	
ペットボトル有害ごみ	11・25日	12・26日	13・27日	11・28日	11・25日	9・23日	
資源物	14・28日	13・30日	16・30日	14・29日	12・29日	12・26日	
燃やせないごみ	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃やせないごみ	7・21日	4・18日	2・16日	6・20日	3・17日	3・17日	
ペットボトル有害ごみ	13・28日	11・25日	9・23日	13・27日	10・24日	10・24日	
資源物	17・31日	14・28日	12・26日	16・30日	13・27日	13・27日	

ごみ袋の種類	町指定半透明袋	スーパーバッグ(レジ袋)	半透明のビニール袋	紙袋及びダンボール箱
燃やせるごみ(生ごみ・貝殻・木・草の葉など)	○	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×
燃やせないごみ	○	○	○	×

※町指定半透明袋で、炭酸カルシウム30%以上混入の表示があるものは、燃やせるごみで使用できます。
 ※ダンボール箱は、資源物として出してください。
 ※紙袋は「雑紙」です。資源物として出してください。

5

ごみの分け方と出し方 (袋には、区名・班・氏名を書いてください。)

※「第4版 ごみの出し方便利帳(平成26年4月各戸配布)」もご覧ください。

燃やせるごみ	植木・板くず(長さ50cm以内)	紙おむつ	壊してから出すもの	袋で出す場合一度に5袋までに出す。
	草・花(根についた土を払い落とす)	雑巾布きれ		ベランダ・木の下駄箱(名札を添付)
プラスチック製容器包装	卵パック	さしみ、お総菜等のスチロール系のトレイやイチゴなど各種パック類(弁当がらなど)	洗剤・シャンプーの容器(中を洗浄する)	中身を使い切って、水洗いするか拭き取ってから、袋に入れて出す。
	調味料の容器など(フタを外す)	発泡スチロール	スーパーの袋・菓子の袋・ラップ類	フタを、必ずはずして出す。
その他プラスチック類	衣装ケースなど	洗面器	CDやDVD・カセットテープ・FDなどのケース	プラスチック製容器包装以外のプラスチック類。
	ポリバケツ	プラスチック製コンテナ・カゴ	おもちゃ(プラスチックのもの)	小物は袋に入れて出す。袋に入らないものは氏名を書いてそのまま出す。
燃やせないごみ	鏡・電球など	靴類	CD、DVDカセットテープ、ビデオテープ	びん以外のガラス製品(コップ、皿、食器、花瓶、板ガラスなど)は、袋に入れて出す。
	ガラス製品	オアシス	ポット	袋に入れて出すものには、氏名を書く。
小型家電	扇風機	ビデオデッキ	炊飯器	電池を使用しているものは、電池を取り外す。
	ステレオ	電話機		炊飯器の内釜は、資源物で出す。
破砕ごみ	羽毛・綿フロン	ぬいぐるみ		テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、携帯電話、原付バイクは、町では収集しませんので、集積所に出さないでください。
	ソファ			処理方法は、「ごみの出し方便利帳」の12、13、14ページを参照してください。
ペットボトル	ペットボトル	足などでつぶす(容積を減らす)		紙に氏名を書いたものを添付する。
	乾電池	ニカド電池リサイクルマーク		布巾、こたつ布団、ジュタンなどは、できるだけ小さくし、ひも(ビニールひも等)できちんとしぼる。
資源物	ビールびん、酒びん、コーラびんなどのリサイクルびん	使い捨てびん		ソーファ、ベッドはスプリングや金具を取り外し、タテ・ヨコ・高さ50cm以上のものは焼却場へ自己搬入する。(分解・分別にご協力ください)
	化粧品びん(乳白色の化粧品のびんは埋立ごみ)			容器の中身を使いきって、中をきれいに洗う。
古紙類「雑紙」	新聞紙	雑紙		容器に取り付けてある紙ラベルは、取り外す。
	ダンボール箱			スーパーバッグなどの袋から出して、ペットボトル収集用ボックスに入れる。

町が収集しないごみ

⇒ 購入業者(販売店)で引き取ってもらうか、処理業者に処理を頼んでください。

リサイクル法対象機器

(1) 家電: テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン・室外機
 (2) パソコン: 衣類乾燥機
 (3) バイク

※町では、収集しません。

注意事項

- ごみを直接持ち込む場合は排出確認のため、免許証等身分を証明するものを持参してください。(「第4版 ごみの出し方便利帳」の1ページ下段を参照)
- 直接持ち込む場合にも、「ごみの分け方と出し方」の例にならない必ず分別して持ち込んで下さい。
- 事業系一般廃棄物は有料ですので、焼却場へ問い合わせてください。
- 商店・事業所など、事業活動に伴って発生するごみは、産業廃棄物です。産業廃棄物は、町では回収処理しません。産業廃棄物処理業者に委託してください。
- 粗大ごみ(家具等)は、受付後、最終処分場に運搬をお願いします。
- 医療廃棄物は、診療を受けている医療機関に持ち込んで処理してください。

ごみについての問い合わせは

長泉町塵芥焼却場

TEL 986-8393
FAX 988-8432

※「第4版ごみの出し方便利帳」もご覧ください。